

○厚生労働省告示第二百六十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年七月八日から適用する。

平成三十年七月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表		別表	
アルミノプロフェン	適用日 平成三十年七月八日	一般名 セチリジン	適用日 平成二十九年二月一日
(削る)	(削る)	トラニラスト	平成二十九年一月八日
(削る)	(削る)	ペミロラストカリウム。ただし、点眼剤に限る。	平成二十九年一月十四日
(略)	(略)	エバスチン	平成二十九年一月二十日
(略)	(略)	(新設)	(略)